

## 島根県体育・健康優良学校等表彰 共通要項

### 1 趣 旨

幼児・児童・生徒が生涯を通じて体育・スポーツに親しむとともに、健康で安全な生活を営むことができる能力や態度を身に付けるための優れた取組を行っている学校等を島根県教育委員会教育長が表彰し、もってこれらに関する活動のより一層の推進を図る。

### 2 対 象

島根県体育・健康優良学校等表彰は、5つの部門を設け、その対象は次のとおりとする。

部 門	内 容	(国公私立を問わない)						共同調理場
		幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	
①学校体育優良学校	学校体育に関する優れた取組	○	○	○	○	○	○	/
②健康教育優良学校	健康教育に関する優れた取組	○	○	○	○	○	○	/
③学校歯科保健優良学校	学校歯科保健に関する優れた取組	○	○	○	○	○	○	/
④学校安全優良学校	学校安全に関する優れた取組	○	○	○	○	○	○	/
⑤学校給食優良調理場 (単独・共同)	調理場における学校給食を通した 優れた取組	○	○	○	○	○	○	○

### 3 被表彰学校等の決定及び表彰

島根県教育委員会教育長は、審査会により若干の優良学校・園・調理場を決定し、表彰状を授与する。

### 4 資料・報告書の提出先

- (1) 市町村立幼稚園等、小・中・義務教育学校及び高等学校は所管の市町村教育委員会に提出する。
- (2) 各市町村教育委員会は、所管教育事務所に提出する。
- (3) 各教育事務所は、教育庁保健体育課に提出する。
- (4) 県立学校、私立学校・園等は、教育庁保健体育課に提出する。  
※関係機関への提出期日については、別途定める。

### 5 その他

- ・⑤学校給食優良学校の部は過去10年、他①～④は過去5年以内に各該当部表彰を受賞した学校・園は除く。
- ・この要項に定めるもののほか、必要な事項については各部門別表彰要項として別に定める。
- ・全様式とも、A4横書き 10.5 ポイント 40文字×42行とする。

### 附 則

この要項は、平成3年4月1日より施行する。

- ・平成 9年7月 1日 改正
- ・平成12年4月 1日 改正
- ・平成15年7月 1日一部改正
- ・平成18年4月 3日一部改正
- ・平成20年9月17日一部改正
- ・平成21年9月 1日一部改正
- ・平成23年9月 2日一部改正
- ・平成25年9月 2日一部改正
- ・平成29年2月29日一部改正
- ・令和 3年9月15日一部改正